

公害防止協定書

山梨県市町村総合事務組合（以下「甲」という。）と笛吹市境川町上寺尾区、中寺尾区、間門区、前付・蟹沢開発推進対策委員会及び中寺尾ごみ処理場対策委員会（以下「乙」という。）並びに公益財団法人山梨県環境整備事業団（以下「丙」という。）及び山梨県（以下「丁」という。）は、甲が笛吹市境川町寺尾775外に設置する山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に関して、笛吹市を立会人として、平成24年10月17日に締結した一般廃棄物最終処分場に関する基本協定書第2項に基づき、次のとおり公害防止協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、処分場の運営に関して、公害等の発生の未然防止に努め、また公害等が発生した場合には必要な対策を講ずることにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「公害」とは、処分場の運営に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（地下水汚染及び公共水域の汚染）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。

2 この協定において「生活環境」とは人の生活環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

3 この協定において「廃棄物」とは、一般廃棄物のうち次に掲げるものをいう。

（1）焼却灰 可燃物を焼却施設で焼却した際に残る燃え殻

（2）飛灰 焼却施設等の集じん施設により捕集されたばいじん

（3）不燃性残さ 金属、ガラス、陶磁器等のうち、再資源化が困難なもの

4 この協定において「浸出水」とは、雨水等が廃棄物の埋立地内に浸透し、埋め立てられた廃棄物と接触し、生じた汚水のことをいう。

5 この協定において「遮水工」とは、浸出水が埋立地の地下へ浸透することを防止するために、埋立地の底面、斜面及び貯留構造物に設けた遮水シート、水密アスファルトコンクリート等の不透水性の構造物の集合体のことをいう。

6 この協定において「浸出水調整池」とは、浸出水処理施設に流入する浸出水の水量及び水質を調整し、均一化するための施設のことをいう。

7 この協定において「浸出水処理施設」とは、浸出水を放流先の水質基準に適合させるために、生物的及び物理化学的に処理する施設のことをいう。

8 この協定において「漏水検知システム」とは、遮水工の一部である遮水シートの効果が維持されていることを点検するためのシステムのことをいう。

9 この協定において「地下水集排水設備」とは、遮水工直下の地下水や湧水を有効に集め、速やかに排除するための施設のことをいう。

(埋立期間・規模・埋立廃棄物)

第3条 処分場への廃棄物の埋め立てに関しては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 処分場の埋立期間は、埋め立て開始から20年間とする。なお、埋立期間の変更については、あらかじめ甲乙協議を行い決定するものとする。
- (2) 処分場の規模は、次のとおりとする。
 - ア 埋立地の面積 28,570 m²
 - イ 埋立容量 302,000 m³
- (3) 処分場に埋め立てる廃棄物(以下「埋立廃棄物」という。)は、山梨県内の地方公共団体から排出されるものに限る。
- (4) 浸出水調整池及び浸出水処理施設から発生する汚泥は、処分場に埋め立てるものとする。

(公害防止)

第4条 甲は、大気汚染、水質汚濁(地下水汚染及び公共水域の汚染)及び悪臭の発生を防止するため、この条に定めるところにより対策を講ずる。

2 大気汚染及び悪臭を防止する対策は、次のとおりとする。

- (1) 処分場の周辺に廃棄物が飛散し、又は悪臭が発生しないようにするため、廃棄物を埋立地内へ搬入後、静かに荷卸しし、必要に応じて散水等を行い、即日覆土を行うものとする。
- (2) 処分場の周辺に覆土材が飛散しないようにするため、必要に応じて散水等を行うものとする。

3 地下水汚染を防止する対策は、次のとおりとする。

- (1) 浸出水による地下水汚染を防止するため、遮水工を設ける。
- (2) 遮水工の効果が維持されていることを確認するため、漏水検知システムにより遮水シートの状態を点検する。

4 公共水域の汚染を防止する対策は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物が飛散し、河川へ流出することを防止するため、第2項第1号に示す対策を行う。
- (2) 浸出水は、浸出水処理施設で適切に処理し、下水道に放流する。

(水質検査等)

第5条 甲は、遮水工の効果が維持されていることを確認するため、前条第3項第2号の点検に加え、地下水集排水設備において水質検査を行う。

2 甲は、浸出水による周辺地下水への汚染の有無を把握するため、敷地内に設置するモニタリング井戸において水質検査を行う。

3 甲は、公共水域への汚染の有無を把握するため、防災調整池の放流先の河川において、水質検査を行う。

4 甲は、前3項の規定による水質検査を定期的に行い、水質基準に適合していること確認する。この場合において、検査する水質の項目、基準、頻度及び測定場所については、別表及び別図のとおりとする。

5 甲は、前項の水質検査の結果について、乙に定期的に報告するものとする。

(車輛対策)

第6条 甲は、埋立廃棄物を処分場に搬入する運搬車輛について、次に掲げる措置を講ずるように排出元へ要請するものとする。

- (1) 運搬車輛の通行時間及び運搬経路について、運搬者へ適切な指導を行い、交通安全の確保及び車輛による環境の悪化を生じないようにする。
- (2) 運搬車輛は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに、清潔の保持に努める。
- (3) 廃棄物を積載した運搬車輛から廃棄物が飛散しないようにするため、荷台をシートで覆う等の対策をする。

(環境保全対策)

第7条 甲は、処分場敷地内の美化及び周辺地域の良好な環境の保全に努めるものとする。

2 甲は、処分場敷地内及び処分場の搬出入路の清掃等を行うものとする。

(立入調査)

第8条 甲は、乙が処分場への立入調査を求めたときは、速やかに対応するものとする。

2 乙は、立入調査を行う際は、処分場内での安全を確保するため、甲の指示に従うものとする。

(環境委員会への協力)

第9条 甲及び丙は、乙により設置された寺尾地区環境委員会の事業について、必要な協力をするものとする。

(公害対策)

第10条 甲は、処分場に起因する公害が発生するおそれがあると認められる場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講ずるとともに、乙に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する場合において、甲が合理的な理由がなく必要な措置を講じないとき又は甲が講じた措置の状況が不十分であると認めるときには、甲に対して、更なる必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(地震等発生時の措置等)

第11条 甲は、地震等が発生した場合は、処分場の施設及び設備について、緊急に点検を行うものとする。

2 甲は、前項の点検の結果、施設及び設備に損傷を認めた場合には、速やかに復旧措置を講ずるものとする。

3 甲は、速やかな復旧措置が困難と判断した場合には、乙に報告するものとする。

4 雨水は、公共水域に負荷が生じないよう防災調整池を介して河川に放流する。

(苦情への対応)

第12条 甲は、処分場に関して、地域住民から公害等に係る苦情を受けたときは、誠意をもって対応する。

(丙の役割)

第13条 丙は、甲からの委託に基づき、処分場の運営管理を統括する現場責任者として、この協定に定める事項が適切に実施されるよう対応するものとする。

(丁の役割)

第14条 丁は、この協定に定める事項が適切に実施されるよう、必要に応じて助言及び調整を行うものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたとき若しくは協定を改定する必要があるときは、その都度、甲乙協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、関係者が各1通を保有するものとする。

平成30年5月21日

甲 山梨県市町村総合事務組合

組合長

乙 笛吹市境川町上寺尾区

区 長

笛吹市境川町中寺尾区

区 長

笛吹市境川町間門区

区 長

前付・蟹沢開発推進対策委員会

委員長

中寺尾ごみ処理場対策委員会

委員長

丙 公益財団法人山梨県環境整備事業団

理事長

丁 山 梨 県

知 事

立会人 笛 吹 市

市 長

別表第1（地下水集排水設備）

項目	単位	基準値（数値以下）	頻度	適用基準根拠等	備考
アルキル水銀	mg/L	検出されない	年2回	基準省令※1第1条第2項第10号ロ_別表第2 (年1回以上)	
総水銀	mg/L	0.0005			
カドミウム	mg/L	0.003			
鉛	mg/L	0.01			
六価クロム	mg/L	0.05			
砒素	mg/L	0.01			
全シアン	mg/L	検出されない			
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されない			
トリクロロエチレン	mg/L	0.01			
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01			
ジクロロメタン	mg/L	0.02			
四塩化炭素	mg/L	0.002			
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004			
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1			
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006			
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002			
チウラム	mg/L	0.006			
シマジン	mg/L	0.003			
チオベンカルブ	mg/L	0.02			
ベンゼン	mg/L	0.01			
セレン	mg/L	0.01			
1,4-ジオキサソ	mg/L	0.05			
クロロエチレン	mg/L	0.002			
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/L	10	年2回	地下水の環境基準	※2
ふっ素	mg/L	0.8			
ほう素	mg/L	1			
電気伝導率	mS/m	-	月1回	基準省令第1条第2項第10号ハ（いずれかを月1回以上）	
塩化物イオン	mg/L	-			
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	年2回	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく省令（年1回以上）	

※1：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

※2：基準省令では含まれていないが、地下水環境基準に合わせて追加。

別表第2（モニタリング井戸）

項目	単位	基準値（数値以下）	頻度	適用基準根拠等	備考
アルキル水銀	mg/L	検出されない	年2回	基準省令※1第1条第2項第10号ロ_別表第2 (年1回以上)	
総水銀	mg/L	0.0005			
カドミウム	mg/L	0.003			
鉛	mg/L	0.01			
六価クロム	mg/L	0.05			
砒素	mg/L	0.01			
全シアン	mg/L	検出されない			
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されない			
トリクロロエチレン	mg/L	0.01			
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01			
ジクロロメタン	mg/L	0.02			
四塩化炭素	mg/L	0.002			
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004			
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1			
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006			
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002			
チウラム	mg/L	0.006			
シマジン	mg/L	0.003			
チオベンカルブ	mg/L	0.02			
ベンゼン	mg/L	0.01			
セレン	mg/L	0.01			
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05			
クロロエチレン	mg/L	0.002			
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/L	10	年2回	地下水の環境基準	※2
ふっ素	mg/L	0.8			
ほう素	mg/L	1			
電気伝導率	mS/m	-	月1回	基準省令第1条第2項第10号ハ（いずれかを月1回以上）	
塩化物イオン	mg/L	-			
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	年2回	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく省令（年1回以上）	

※1：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

※2：基準省令では含まれていないが、地下水環境基準に合わせて追加。

別表第3（防災調整池の放流先の河川）

項目	単位	基準値（数値以下）	頻度	適用基準根拠等	備考
カドミウム	mg/L	0.003	年1回	水質汚濁に係る環境基準	※1
全シアン	mg/L	検出されない			
鉛	mg/L	0.01			
六価クロム	mg/L	0.05			
砒素	mg/L	0.01			
総水銀	mg/L	0.0005			
アルキル水銀	mg/L	検出されない			

※1：基準省令では含まれていないが、公共用水域の環境基準に合わせて追加。

別図

